

苫小牧市屋内ゲートボール場条例及び同条例施行規則の一部改正（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和4年10月18日 ～ 令和4年11月16日 （30日間）

意見提出人数 4人

提出意見件数 8件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

No.	提出人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 現在の暖房ですが、一人から二人くらいが近くに寄って手や体を温めるしかできず、館内はほぼ風の無い外と変わりません。 暖房費をとるなら、もう少しまともにしてもらいたいです。	暖房料につきましては、今回の改正に合わせ、体育館等他の屋内スポーツ施設と同様に徴収するよう改正いたしました。 施設や暖房設備の老朽化から暖房効率が悪くなり、館内の温度が上がりにくくなっているものと思われませんが、今後、より快適に施設をご利用いただけるよう施設管理者と協議しながら対応して参ります。	C
2	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 専用使用料金について 早朝、午前、午後、夜間と分かれて、それぞれ時間単価が違う明確な理由は何でしょうか。 日中でも照明等使用するとおもいます。利用時間帯で特別条件が変わると思われません。	専用利用料金につきましては、夜間利用は従来どおりの金額とし、利用状況の少ない午前、午後の時間帯において、料金価格を低く設定することで、より多くの市民の方にご利用いただきたいと考えているところです。	E

3	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>施設備品希望</p> <p>野球団体も利用できる施設に改修されたことから、防護ネット（L字型、角型、袋ネット）各1セット配備希望します。</p> <p>フットサルも利用できるとなればゴールも1組必要と考えます。</p>	<p>施設の備品につきましては、野球練習用の防護ネット（L型、ティーバッティング用）を2セットずつ、及びフットサルゴール1セットを新たに設置する予定としておりますが、限られた予算での対応となりますことをご理解願います。</p> <p>また、今後も利用者ニーズなどを踏まえて備品を整備してまいります。</p>	C
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>防球ネットについて</p> <p>天井、壁周りに防球ネットが張られていると思いますが、状況で全体を（長て方向またはテニスコートで言えば半面）防球ネットで仕切れるように出来ないでしょうか。（スペースの有効利用のため）</p>	<p>施設の防球ネットにつきましては、今回の改修において天井、壁面及びコート中央短手方向に設置することとしており、長手方向への設置は予定しておりませんので、ご理解願います。</p>	D
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>暖房料について</p> <p>市の施設はどこも10/16～5/15までの期間、暖房料を加算するとしているが、温暖化もあり10月中に暖房を必要とすることは稀である。この際、本施設から見直しをすべきと考えるが如何か。（例）11/1～4/30</p>	<p>暖房料につきましては、今回の改正に合わせ、体育館等他の屋内スポーツ施設と同様に徴収するよう改正いたしました。</p> <p>暖房料加算期間につきましては、気象の状況等により期間を変更するなど柔軟な対応ができるよう、規則を整備する予定でございます。</p>	C
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>使用料について</p> <p>前回の見直しで、一律2,000円としたため、総合体育館より高額となり、ただでさえボールが汚れるなどにより、利用</p>	<p>専用使用料につきましては、より多くの市民の方にご利用いただけるよう、利用状況の少ない午前、午後の時間帯において、料金価格を低く設定したところです。</p>	D

		<p>者数が激減した経過がある。総合体育館より高くなり、建設費等の考慮からやむを得ないとも思われるが、スポーツ都市宣言の街としてもう少し低額にしていきたい。</p>	<p>また、コート半面の使用料金を新たに設定することで、より安価にご利用いただけるようになっております。</p>	
7	1	<p>(原文・<u>整理要約</u> 有・<u>無</u>)</p> <p>今回の改修で、野球やフットサルに対応するためネットを張るとのことだが、現状でも天井が低く、テニスの際にロブが天井にぶつかり競技の妨げとなっています。改修により天井にネットを張る場合は、天井が低くならないよう工夫していきたい。</p>	<p>天井面の防球ネットにつきましては、天井の勾配に合わせ、可能な限り高い位置にネットを設置いたします。</p>	B
8	1	<p>(原文・<u>整理要約</u> 有・<u>無</u>)</p> <p>使用料のうち暖房料が新たに設置されたが、疑問に思います。何故なら、冬期間最高でも10℃位にしかならないので、暖房が無いのに等しいからです。</p> <p>又、他の運動施設とのバランスと言いますが、それぞれ建物の構造、暖房の必要性の度合い、利用する運動の種類等々、違いを同一にすることに無理があると思います。どうしても暖房料を徴収するのであれば、暖房設備を直すのが先決ではないでしょうか。</p>	<p>暖房料につきましては、今回の改正に合わせ、体育館等他の屋内スポーツ施設と同様に徴収するよう改正いたしました。</p> <p>施設や暖房設備の老朽化から暖房効率が悪くなり、館内の温度が上がりにくくなっているものと思われませんが、今後、より快適に施設をご利用いただけるよう施設管理者と協議しながら対応して参ります。</p>	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの

D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。